

令和3年7月5日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

安全安心推進
特別委員会資料

目 次

I	地域の防犯及び交通安全対策の取組について	1
1	地域の防犯活動の推進	1
(1)	地域の防犯活動推進の取組	1
2	交通安全対策の主な取組について	7
(1)	交通安全対策の推進	7
(2)	交通安全施設の整備	8
(3)	通学路における安全対策	8
(4)	踏切道における安全対策の推進	8
(5)	自転車の安全利用に向けた取組	8
(6)	高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	8
(7)	無電柱化の推進	9
	(参考)令和3年度神奈川県交通安全実施計画の概要	10
II	特殊詐欺被害防止対策・消費者被害未然防止対策の取組について	14
1	特殊詐欺被害防止対策	14
(1)	固定電話対策	14
(2)	効果的な広報啓発活動	14
(3)	官民一体となった未然防止対策	14
2	消費者被害未然防止対策の取組	15
(1)	消費生活相談の状況	15
(2)	消費者被害未然防止に向けた主な取組	16

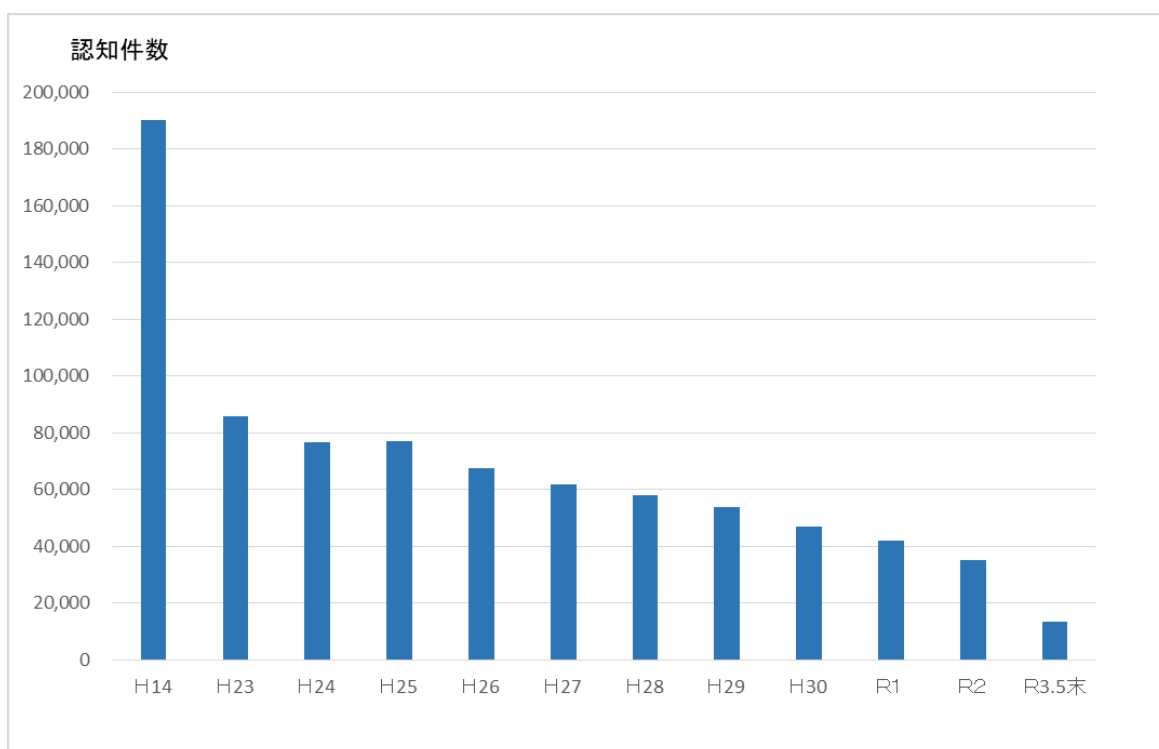
I 地域の防犯及び交通安全対策の取組について

1 地域の防犯活動の推進

(1) 地域の防犯活動推進の取組

ア 県内の犯罪情勢等

○ 刑法犯認知件数

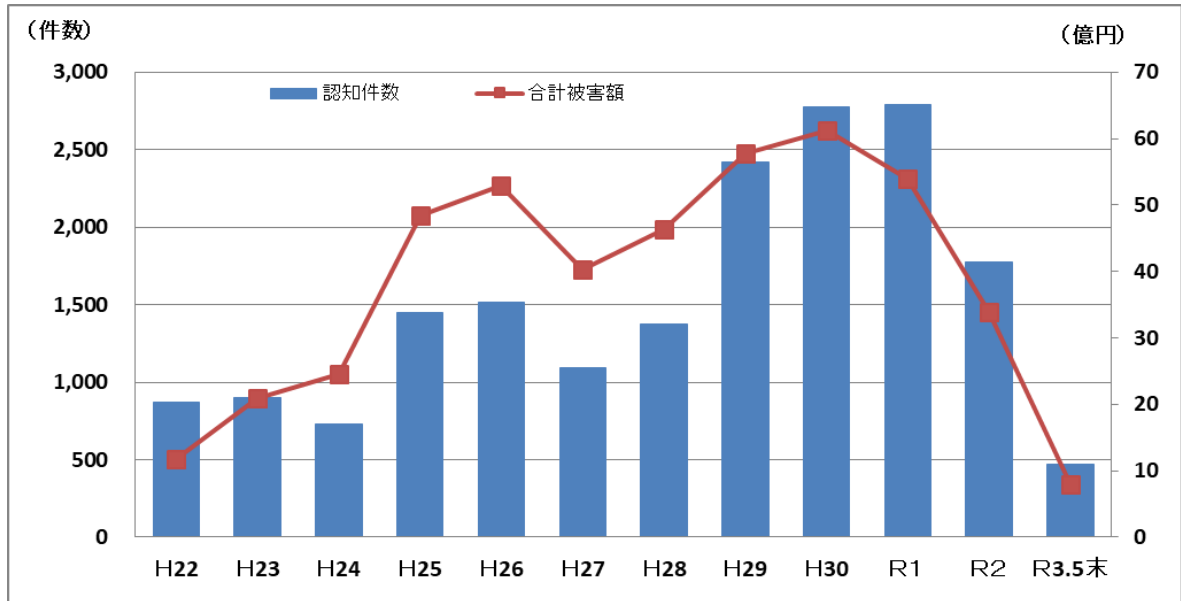


年	H14	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	190,173	85,659	76,511	76,962	67,295	61,664
年	H28	H29	H30	R1	R2	R3.5末
認知件数	58,127	53,628	46,780	41,780	35,241	13,561

・ 刑法犯認知件数は戦後最多を記録した平成14年から減少傾向にあり、令和2年中は平成14年の5分の1以下の数値となった。

※R3は暫定値

○ 特殊詐欺の被害状況



年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	867	900	729	1,450	1,518	1,093
被害額	約11億 7,100万円	約20億 9,600万円	約24億 6,200万円	約48億 3,300万円	約52億 8,700万円	約40億 3,600万円
年	H28	H29	H30	R1	R2	R3.5末
認知件数	1,372	2,423	2,774	2,793	1,773	470
被害額	約46億 3,600万円	約57億 7,900万円	約61億 1,600万円	約53億 9,200万円	約33億 9,200万円	約7億 9,700万円

・特殊詐欺の令和2年中の被害状況は、認知件数、被害額ともに減少したが、被害は依然として高水準で推移しており、県民の体感治安に影響を与えている。

※R3は暫定値

イ 県民ニーズ調査の結果（令和2年度）

◎ 県行政への要望 第2位「治安対策」（47.1%）※		
◎ 生活重要度 第2位「犯罪や交通事故がなく安全で安心してらせること」（93.7%）※		
◎ 安全・安心なまちづくりのための地域活動に参加したい人の割合（46.4%）		
◎ 不安に感じる身近な犯罪は何か※		
第1位 特殊詐欺（53.6%）	第2位 コンピュータへの不正アクセス （50.9%）	第3位 空き巣（47.6%）
◎ 犯罪がなく、より安心して暮らすために最も重要なもの		
第1位 防犯カメラなどの防犯 設備の整備（36.8%）	第2位 地域住民同士のつながり （29.4%）	第3位 官民一体となった防犯活動 （15.7%）

※複数回答

ウ 安全・安心まちづくりの推進体制

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例

身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（以下「推進条例」と表記）」を平成17年4月より施行し、県民や関係機関が一体となった取組を推進している。

○ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

推進条例に基づき、県民、地域団体、事業者、行政機関等が協働して、安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動を展開する推進母体として、平成17年5月16日に県内の関係団体・機関で構成（令和3年4月末現在164団体）する「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を設置し、県民運動を展開している。

【令和3年度推進協議会活動テーマ】

推進協議会では、年度ごとに重点的に取り組む活動テーマを設けており、令和3年度は「特殊詐欺被害防止」としている。

エ 安全・安心まちづくりの機運を高める取組

○ 安全・安心まちづくり旬間

推進条例第11条に基づき、適切かつ効果的な安全・安心まちづくりを推進するために「安全・安心まちづくり旬間（10月11日から20日まで）」を設け、同期間において、県内一斉パトロール、見守り活動、広報啓発等の活動を集中的に実施している。

○ 広報・啓発活動（キャンペーン等）

安全・安心まちづくりを目指した県民総ぐるみの運動への理解促進と各種犯罪防止を広く周知するために、街頭キャンペーン等を実施している。

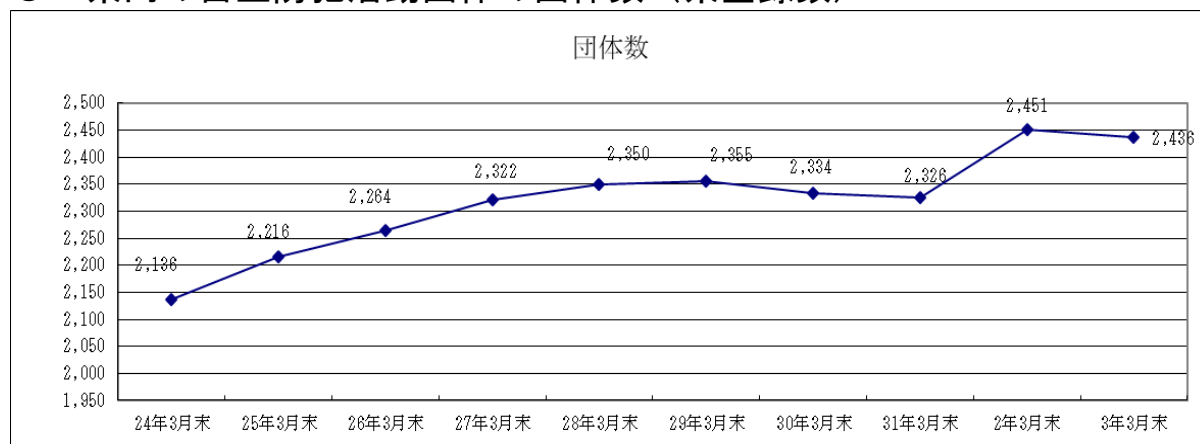
○ 防犯教育の推進

県警察が推奨している防犯標語「おおだこポリス4つのおやくそく」を活用した「おおだこポリス子ども安全スクール」を保育園や小学校において実施するなど、子供の危険を予測・回避する能力の向上を図るための防犯教育を推進している。

オ 自主防犯活動に対する支援

(7) 自主防犯活動団体等への支援

○ 県内の自主防犯活動団体の団体数（県登録数）



年度	H24. 3末	H25. 3末	H26. 3末	H27. 3末	H28. 3末
団体数	2, 136	2, 216	2, 264	2, 322	2, 350
年度	H29. 3末	H30. 3末	H31. 3末	R2. 3末	R3. 3末
団体数	2, 355	2, 334	2, 326	2, 451	2, 436

○ 防犯人材育成に係る各種セミナー（ボランティアセミナー等）

自主防犯活動団体等で新たに防犯ボランティアの取組を始める方向けのセミナーや防犯活動に一定の経験のある方向けのスキルアップセミナーを開催している。

○ 地域防犯指導（防犯人材育成）

犯罪に巻き込まれやすい子供や高齢者の防犯意識を高めるため、学校や地域で防犯への取組の際に児童や地域住民等にアドバイスできるようなポイントを実演形式や講話形式で伝える防犯指導を実施している。

○ 安全・安心まちづくり交流集会

県内の自主防犯活動団体が参加して、活動事例の紹介や意見交換を行う「安全・安心まちづくり交流集会」を開催している。

○ 安全・安心まちづくりに関する顕彰制度

自主防犯活動団体の更なる活性化、県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図るため、安全・安心まちづくりの推進に特に功績があった個人・団体又は優良な事例を行った個人・団体に対して顕彰を実施している。

○ **防犯ボランティアに対する事故給付金**

防犯活動に取り組むボランティアが安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故により負傷等した場合に、給付金を支給する制度を設けている。

(イ) **自主防犯活動の新たな担い手づくり**

○ **セーフティかながわユースカレッジ**

自主防犯活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進む自主防犯活動への若い世代の参加を促すため、県内の高校生や大学生を対象とした研修会等を行う「セーフティかながわユースカレッジ」を実施し、防犯人材の裾野の拡大に努めている。

○ **神奈川防犯シーガル隊の運用**

若い世代の防犯ボランティアへ参画を促進し、安全で安心して暮らせる地域社会に寄与することを目的に大学生を中心とした自主防犯活動団体「神奈川防犯シーガル隊」を運用し、県内各地域の自主防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進している。

(ウ) **企業による活動への支援**

○ **地域安全協定の締結**

安全で安心なまち神奈川の実現に向け、特殊詐欺を始めとする各種犯罪の未然防止に関する取組に関し、企業・団体等と協定を締結し、連携した防犯活動を推進している。

○ **防犯CSR活動**

(企業による防犯活動に特化した社会貢献活動)

事業者に対して、防犯に関するCSR活動への参加の働き掛けを行い、連携した防犯活動を推進している。

(エ) **情報発信**

○ **情報誌「くらし安全通信」による情報発信**

安全・安心まちづくりの推進に向けた県の取組や県内各地域での防犯活動の事例などに関する情報を発信している。

○ **「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」による情報発信**

子供や女性の安全に係る情報を電子メールで配信する「ピーガ

ルくん子ども安全メール」や「Yahoo!防災速報」を活用し、子供や女性を対象とした犯罪等や凶悪犯逃走事案の発生に関する情報を発信している。

○ SNSを活用した情報発信

ツイッター、ユーチューブを活用し、犯罪情勢に応じた防犯対策に資する情報や防犯活動の紹介、イベントの開催等に関する情報を掲載している。

○ その他の情報発信

ホームページ、県のたより等を始め、関係機関・団体が保有する各種広報媒体を活用し、防犯に関する情報の提供を推進している。

カ 犯罪防止に配慮した環境設計

○ 地域防犯力強化支援事業（地域防犯カメラ設置事業）

地域の防犯力を強化するため、市町村と連携し、自治会、町内会等による防犯カメラ設置等に対して補助を実施している。平成28年度から令和2年度までの5年間で計1,375台を設置した。

○ 防犯カメラの設置・管理に関するガイドラインの策定

防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図るため、防犯カメラの適切な設置・管理に関するガイドラインを策定し運用している。

○ 自治会、民間事業者等による防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置を検討している自治会、民間事業者等向けに、防犯カメラ設置マニュアルの配布、ホームページでの情報提供を行うとともに、効果的な設置場所のアドバイス、自治体の補助金制度の紹介、設置場所として使用可能な警察施設の無償提供等を実施している。

○ 防犯コンシェルジュ制度の運用

防犯環境設計や防犯建物部品に精通した防犯設備士等の防犯の専門的な知識を持つ民間の方がボランティアとして、防犯講習や防犯診断、防犯相談等を行うことにより、地域住民等による自主的な防犯活動を支援する「防犯コンシェルジュ制度」を運用している。

2 交通安全対策の主な取組について

(1) 交通安全対策の推進

ア 交通安全対策会議における推進

本県における交通安全対策は、交通安全対策基本法及び神奈川県交通安全対策会議条例に基づき設置する神奈川県交通安全対策会議が、県内における陸上交通（道路交通、鉄道交通）の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として定めた「神奈川県交通安全計画」と当該計画に沿って、年度ごとに講ずべき施策をまとめた「神奈川県交通安全実施計画」により推進している。

(7) 第11次神奈川県交通安全計画

「年間の24時間死者数を130人以下とする」抑止目標を掲げ、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組むべき施策を定めており、当該計画に沿って国、県、市町村、鉄道事業者、各道路管理者等が交通安全対策を推進している。

(4) 令和3年度神奈川県交通安全実施計画

「第11次神奈川県交通安全計画」の進捗状況や施策の効果等を踏まえて、単年度に取り組むべき具体的な施策を定め、同計画の着実な推進を図っている。

イ 神奈川県交通安全対策協議会における推進

県内225の行政機関、民間団体等で構成される神奈川県交通安全対策協議会を設置し、関係者が相互に緊密に連携して一体となった総合的交通安全対策を推進している。

同協議会に次の5つの専門部会を設置し、個別施策について機動的に取り組んでいる。

(7) 交通安全部会

神奈川県交通安全県民運動事業計画を毎年度策定し、各季の交通安全運動、自転車マナーアップ運動や飲酒運転根絶運動等の年間運動、交通情勢に応じた特別対策を推進している。

(4) 交通施設部会

交通事故が多発する交差点などを選定し、道路構造・施設及び信号機設備の改良等の事故防止対策を推進している。

(7) 踏切対策部会

踏切施設の整備・改善などに関する踏切事故防止総合対策実施計

画を毎年度策定し、踏切道における交通安全対策を推進している。

(イ) 暴走族追放部会

関係機関・団体の連携強化と自主的な県民運動を推進している。

(オ) 高齢者対策部会

高齢者の交通安全に関する教育、啓発活動を推進している。

(2) 交通安全施設の整備

県管理道路では、事故の発生割合の大きい区間において、ガードレール等の安全施設を設置するなど、即応的な対策を進めている。

また、交差点及びその付近の交通事故の防止を図るため、交差点の改良を行っているほか、歩行者、自転車利用者等の安全を確保するため、歩道の整備等を行っている。

(3) 通学路における安全対策

通学路において、歩道等の整備や信号機、横断歩道等による交通規制を実施している。

本県では、平成26年11月に教育委員会、県土整備局、安全防災局及び警察による、「神奈川県通学路安全対策連絡会議」を設置し、通学路の交通安全対策に係る諸事項や対策箇所等について、情報交換や対策の調整を行っている。

今後とも、市町村の通学路の交通安全対策の把握、各種調査への協力及び結果の共有、市町村への情報発信等を行い、通学路における安全対策を着実かつ効果的に推進していく。

(4) 踏切道における安全対策の推進

踏切道の立体交差化、拡幅等の構造改良、鉄道事業者による保安設備の整備及び踏切事故防止に関する広報啓発活動を推進している。

(5) 自転車の安全利用に向けた取組

自転車の安全で適正な利用の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を柱とする条例を平成31年4月に施行したことから、本条例の実効性を担保するため、施行後も引き続き自転車の基本的なルール・マナーを浸透させるほか、保険等の加入率を上げるような施策を推進している。

(6) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路

で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成。) から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進している。

(7) 無電柱化の推進

歩道の幅員の確保や歩行空間のユニバーサルデザイン化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、無電柱化推進計画を策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に電線共同溝の同時整備を推進するなど、一層の無電柱化を推進している。

(参考)

令和3年度神奈川県交通安全実施計画の概要

実施計画の位置づけ

この計画は、「第11次神奈川県交通安全計画」（令和3～令和7年度）を着実に推進するため、県内の陸上交通の安全に関して、令和3年度に県、国の関係機関等が実施する具体的な施策をとりまとめたものである。（根拠法：交通安全対策基本法第25条第3項）

実施計画の目指すもの

安全で円滑な交通環境の確立に向けて、県及び関係行政機関相互が連携し、関係団体・事業者、学校、地域など、交通社会を構築する多くの主体の方々と協働しながら、実施計画を着実に推進することで、県民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

実施計画の目標

「年間の24時間死者数を130人以下とする。」

交通事故状況の推移

	27年	28年	29年	30年	元年	2年
発生件数	28,313 件	27,091 件	28,540 件	26,212 件	23,294 件	20,630 件
死者数	178 人	140 人	149 人	162 人	132 人	140 人
負傷者数	33,773 人	32,305 人	33,642 人	31,021 人	27,392 人	23,904 人

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境の整備

＜関東総合通信局、関東地方整備局、県警察、県、市町村、高速道路会社、道路公社＞

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (7) 無電柱化の推進
- (8) 効果的な交通規制の推進
- (9) 自転車利用環境の総合的整備
- (10) I S Tの活用
- (11) 交通需要マネジメントの推進
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
- (13) 総合的な駐車対策の推進
- (14) 道路交通情報の充実
- (15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- (16) バス停留所周辺的安全性確保

2 交通安全思想の普及徹底

＜関東運輸局、県教育委員会、県警察、県、市町村＞

- (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2) 効果的な交通安全教育の推進
- (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保

＜神奈川労働局、関東地方整備局、関東運輸局、横浜地方气象台、県警察、県＞

- (1) 運転者教育等の充実
- (2) 運転免許制度の効果的運用
- (3) 安全運転管理の推進
- (4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- (5) 交通労働災害の防止等
- (6) 道路交通に関連する情報の充実
- (7) エコドライブ等の推進

4 車両の安全性の確保

＜関東経済産業局、関東運輸局＞

- (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- (2) 自動運転車の安全対策・活用の推進
- (3) 自動車アセスメント情報の提供等
- (4) 自動車の検査及び点検整備の充実
- (5) 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

＜関東運輸局、県警察、県、市町村＞

- (1) 交通の指導取締りの強化等
- (2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- (3) 暴走族等対策の推進

6 救助・救急活動の充実

＜県教育委員会、県警察、県、消防機関、高速道路会社＞

- (1) 救助・救急体制の整備
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

＜関東運輸局、県教育委員会、県警察、県＞

- (1) 交通事故相談活動の充実
- (2) 無保険（無共済）車両対策の徹底
- (3) 交通遺児家庭に対する支援
- (4) 交通事故被害者支援の充実強化

第2章 鉄道交通の安全

1 鉄道交通環境の整備

＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞

- (1) 鉄道施設等の安全性の向上
- (2) 運転保安設備等の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

＜関東運輸局、県、鉄道事業者＞

3 鉄道の安全な運行の確保

＜関東運輸局、横浜地方気象台＞

- (1) 保安監査等の実施
- (2) 運転士の資質の保持
- (3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
- (4) 気象情報等の充実
- (5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
- (6) 運輸安全マネジメント評価の実施

4 救助・救急活動の充実

< 関東運輸局、県、消防機関、鉄道事業者 >

第3章 踏切道における交通の安全

1 踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備

< 関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者 >

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

< 関東運輸局、県警察、鉄道事業者 >

3 踏切道の統廃合の促進

< 関東運輸局、関東地方整備局、県、市町村、鉄道事業者 >

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置

< 関東地方整備局、県、市町村、県警察、鉄道事業者 >

Ⅱ 特殊詐欺被害防止対策・消費者被害未然防止対策の取組について

1 特殊詐欺被害防止対策

(1) 固定電話対策

ア 特殊詐欺被害防止対策事業

(迷惑電話防止機能を有する機器の設置促進事業)

特殊詐欺被害防止のため、市町村と連携し、被害防止に効果のある、迷惑電話防止機能を有する機器の購入費用に対する補助事業を実施している。

イ デモンストレーション機材の導入

迷惑電話防止機能を有する機器の更なる普及促進を図るため、迷惑電話防止機能付き電話機の効果や有効性を実際に体験することができる、デモンストレーション機材を導入して周知を実施することとしている。

(2) 効果的な広報啓発活動

ア 特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用

特殊詐欺のだましの電話が入電している地域の各家庭への注意喚起の架電や金融機関、コンビニエンスストア等に対して、だましの手口の情報提供や来店者への声掛け強化を依頼する等の「特殊詐欺等被害防止コールセンター」の業務を民間事業者に委託して運用している。

イ 預貯金詐欺やキャッシュカード詐欺盗に重点を置いたSNS等を活用した広報啓発活動の推進

キャッシュカードを被害品とする手口が全体の半数近くを占めていることを踏まえ、被害者の多くを占める高齢者のみならず、その子供や孫世代を始めとする幅広い世代を対象に注意喚起できるよう、SNS等を活用した広報啓発活動を推進している。

ウ ポスターやチラシ等を活用した広報啓発活動の推進

最新の手口やその防止対策等を掲載したチラシ等を作成し、高齢者等に対する注意喚起を実施している。

(3) 官民一体となった未然防止対策

ア 金融機関対策の実施

県内の金融機関に対して、高齢の顧客が高額の現金取引を申し出た際に管轄警察署への通報や「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けを依頼しているほか、年齢や過去の利用状況等、一定の条件に合致した顧客のキャッシュカードによる引き出し及び振込機能の限度額の制限を働き掛けるなど、金融機関と連携した未然防止対策を推進している。

イ コンビニエンスストア事業者との連携

県内のコンビニエンスストアに対して、「特殊詐欺チェックシート」を活用した顧客への声掛けや不審者発見時の管轄警察署への通報を依頼するなど、コンビニエンスストアと連携した未然防止対策を推進している。

ウ その他関係事業者との連携

被害者の多くを占める高齢者と接する機会が多い訪問介護事業者や高齢者福祉施設、生命保険会社、宅配業者等に対して、事業活動を通じた顧客への特殊詐欺被害防止のための注意喚起を依頼するなど、幅広い事業者と連携した被害防止のための広報啓発活動を推進している。

2 消費者被害未然防止対策の取組

(1) 消費生活相談の状況

ア 県内の相談の概要

令和2年度の相談件数では、全体61,745件のうち65歳以上の高齢者の占める割合は、28.3%で、ここ数年を見ても3割程度を占めている。また、29歳以下の若者の占める割合は、13.2%で、ここ2年は増加している。

このような状況から、高齢者及び若者の消費者被害未然防止の取組は依然として重要である。

単位：件

年 度	H28	H29	H30	R 元	R 2
全 体	64,601	63,173	77,698	68,816	61,745
うち高齢者(65歳以上)	17,820 27.6%	18,907 29.9%	30,543 39.3%	23,080 33.5%	17,447 28.3%
うち若者(29歳以下)	7,411 11.5%	6,704 10.6%	6,442 8.3%	7,707 11.2%	8,133 13.2%

注 内訳の上段は問合せを除く苦情相談件数で、下段は全体に占める割合。R 2は令和3年5月31日時点における速報値。

イ 令和2年度の主な相談内容

(7) 高齢者（65歳以上）

○訪問購入

- ・古着などの不用品を買い取るという業者を呼んだら強引に貴金属を買い取られた。

○点検商法

- ・屋根や床下の無料点検に訪れた業者に、必要のない工事を強引に契約させられた。

(1) 若者（29歳以下）

○定期購入

- ・インターネットでお試しと思って契約したダイエットサプリメントが定期購入だった。

○副業サイト

- ・「簡単で確実に儲かる」という副業サイトの広告を見て情報商材（儲け方の情報）を購入したが儲からない。

○オンラインゲーム

- ・知らないうちに未成年の子供がオンラインゲームで課金をしていた。

(2) 消費者被害未然防止に向けた主な取組

ア 高齢者（65歳以上）対象

(7) 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置促進

平成26年6月の消費者安全法の改正により、地方公共団体及び地域の関係者が連携して高齢者等の見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）（以下「協議会」と表記）」を設置できることが規定された。

県では、市町村への情報提供や意見交換会の実施等により協議会設置への働きかけを進めた結果、令和3年4月に鎌倉市において、県内初の協議会が設置された。

(1) 消費者啓発

a 市町村等との連携による啓発

消費生活相談窓口を周知するための啓発物品を作成し、見守りネットワークの中心となる市町村、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携して、高齢者に配布するなど、市町村における見守りネットワークの構築を支援している。

b 県警察との連携による啓発

高齢者の消費者被害や特殊詐欺の未然防止・拡大防止を呼びかける啓発物品を作成し、県内の消費生活センター窓口や各警察署のほか、県警察による県内高齢者宅への訪問等で配布することで、被害の未然防止を図っている。

c 広報紙による情報提供

消費生活相談窓口に寄せられた相談事例の中から、消費者に特にお知らせの必要がある情報を掲載した「かながわ注意・警戒情報」を発行し、注意喚起を行っている。

イ 若者（29歳以下）対象

(7) 成年年齢引下げへの対応

令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられることに伴い、これまで未成年者取消権で保護されていた、18歳、19歳の若者にも消費者トラブルの拡大が見込まれるため、未然に防止する取組を推進している。

(1) 消費者教育・啓発

a 啓発アニメーション動画の制作等

令和元年度に、若者向け啓発アニメーション動画「コレがまさかのアレでした」を制作し、令和2年度には、このアニメーション動画を活用したターゲット広告を県内の若者を対象にSNS（YouTube、LINE、Twitter）で配信した。

令和3年度は、引き続き若者自身への啓発を推進するとともに、保護者に向けた啓発を実施する。

b 学校との連携による消費者教育

学校における消費者教育を推進するため、授業で活用していた教育資料を県内全ての小学校、中学校、高等学校等に配布している。

また、夏休み期間に、消費者トラブル防止等を講座内容とした教員研修を実施している。